一　保安林の所在場所　高知県室戸市吉良川町字傍士山甲三四四二
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字傍士山甲三四四二（次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県庁及び室戸市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百四十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成三十年一月二十三日　農林水産大臣　齋藤　健

一　保安林の所在場所　高知県高岡郡越知町南片岡字光岩一五八七の二、二三五一の一
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字光岩一五八七の二・二三五一の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県庁及び越知町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百四十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成三十年一月二十三日　農林水産大臣　齋藤　健

一　保安林の所在場所　高知県高岡郡津野町大向二九一、三九六
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
大向二九一・三九六（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県庁及び檮原町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百四十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成三十年一月二十三日　農林水産大臣　齋藤　健

一　保安林の所在場所　高知県高岡郡四万十町十川字戸石ノサコ一〇一〇、一〇一二、一〇一四の一、一〇一五、字奥鍋谷一三四五の四
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字戸石ノサコ一〇一〇・一〇一二・字奥鍋谷一三四五の四（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間　及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県庁及び四万十町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百五十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成三十年一月二十三日　農林水産大臣　齋藤　健

一　保安林の所在場所　高知県高岡郡四万十町浦越字タデノワダ二五九の一二五（次の図に示す部分に限る。）、二五九の三九
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字タデノワダ二五九の三九（次の図に示す部分に限る。）、二五九の一二五
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間　及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県庁及び四万十町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百五十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成三十年一月二十三日　農林水産大臣　齋藤　健

一　保安林の所在場所　福岡県八女市上陽町上横山字落合四五一四から四五一七まで、上陽町北川内字葛三〇四九、三〇五一、三〇六一の一、三〇六一の二、三〇六二、三〇九五、字舟木三一七三の一、三一九二、三一九四、三二〇〇の一、三三六三、三三六四、三三七一、三三九〇、三三九二、三三九四、三四〇〇の一、三四〇一、三四〇二の一から三四〇二の三まで、三四〇八、三四一一、三四一三の一から三四一三の四まで、三四一七から三四一九まで、三四二八の二、三四三七の一、三四三七の二、三四四二、三四八三の一から三四八三の四まで、三四八五、三四八六、上陽町久木原字本谷一五四五の一、一五五〇の一、一五五七
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間　及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県庁及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百五十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成三十年一月二十三日　農林水産大臣　齋藤　健

一　保安林の所在場所　福岡県八女市立花町上辺春字高倉七四五〇（次の図に示す部分に限る。）、七四四〇
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字高倉七四四〇（次の図に示す部分に限る。）、七四五〇
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県庁及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。）